

## 民生委員費

388 万円

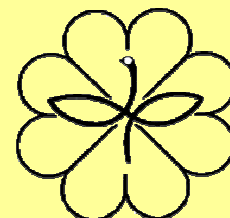
(前年度:375万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)

民生委員の活動を支えます。  
民生委員【3年任期】

- 民生委員活動事業  
民生委員66人の活動費です。  
活動費(報償費)  
活動旅費  
民生委員協議会活動助成金  
活動に伴う消耗品

234万円  
35万円  
112万円  
7万円



財源

国県支出金  
市の負担額

303万円  
85万円

## 社会福祉事業振興費

2,442 万円

(前年度:2,446万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)

社会福祉事業の振興を図ります。また、地域における見守りの連携を推進します。

- 市社会福祉協議会が実施している地域福祉活動等の事業を支援します。
- 市社会福祉協議会内に設置されているボランティアセンター及びケアネットセンターの運営を支援します。

- 社会福祉団体活動等に対する補助 338万円  
社会福祉団体の活動及び地区社協で開催する敬老会を支援します。

- 市社会福祉協議会 職員等設置補助  
社会福祉事業を実施する市社会福祉協議会の職員配置及び事務局の庁舎使用料に対し、支援します。

・社会福祉活動専任職員等設置補助 1,257万円  
・庁舎使用料 72万円

- ボランティアの振興補助  
市社会福祉協議会内に設置しているボランティアセンターを支援します。

・ボランティアコーディネーター設置補助 96万円  
・ボランティアセンター運営費等補助 36万円  
①ボランティアセンターの運営費  
②ボランティアの集い開催費  
③ボランティア活動体験講座開催費  
④ボランティア保険加入助成事業  
⑤災害救援ボランティア活動支援事業

- 地域福祉推進事業に対する補助 141万円  
地域における福祉のまちづくり事業を支援します。

・総合相談センター運営費補助  
・福祉出前講座開催補助  
・広報誌発行費補助  
・車椅子移送車貸出事業補助

- 福祉見回り隊育成事業に対する補助  
地区社協と連携し、住民の参加とケアネット・福祉見回り隊育成事業を支援します。

・ケアネットコーディネーター設置補助 296万円  
・ケアネット・福祉見回り隊に対する補助 189万円

- 地域の見守り連携推進に必要な経費 17万円

地域の見守り連携の普及啓発や、研修会等を開催し、地域における見守りを推進します。

財源

その他(基金の利子)  
市の負担額

94万円  
2,348万円

## 民生費

### 遺族等援護費

37 万円  
(前年度:32万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

戦争で亡くなられた方々を追悼するため、市主催の追悼式を開催するほか、ご遺族が慰霊祭に参列する際の費用を助成します。

- ・市戦没者追悼式の開催費用 30万円
- ・慰霊祭参拝助成 7万円



財源

市の負担額 37万円

### 生活困窮者等援護費

648 万円  
(前年度:621万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

働きたいけど働けない、住むところがないなど経済的に困窮している方の相談を受け、就労に向けた支援や一時的な住まいの提供等を行うことで自立を助長します。

- ・生活困窮者自立支援事業 633万円  
経済的自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施します。  
(委託先: (福)富山県社会福祉協議会等)  
〔自立相談支援事業・就労準備支援事業  
・家計改善支援事業・一時生活支援事業  
・住居確保給付金〕
- ・成年後見人の選任費用の助成 8万円
- ・行旅人の旅費や医療費の助成 7万円

財源

国県支出金 460万円  
市の負担額 188万円

### 生活安定資金融資事業費

300 万円  
(前年度:300万円)

(担当: 商工企画課 商工業業係)

市内勤労者の日常生活における想定外の出費に対し、融資を行います。

- ・生活安定小口資金預託金 300万円  
本融資制度の取り扱い金融機関(北陸労働金庫)に預託します。

預託とは…長期・固定で低利の融資を行うため、金融機関と連携して融資制度を策定し、その金融機関に融資資源の一部を預け入れること。



財源

その他(回収資金) 300万円

### 自殺対策事業費

14 万円  
(前年度:14万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

平成30年度に策定した自殺対策計画に基づき、若年層を中心とした自殺予防の普及啓発や自殺対策を推進するゲートキーパーを養成します。

- ・若年層への普及啓発のための配布用リーフレットや冊子の購入 8万円
- ・ゲートキーパー養成研修の開催 5万円
- ・自殺対策推進協議会の開催 1万円

財源

国県支出金 8万円  
市の負担額 6万円

## 福祉のまちづくり事業基金積立金 1 万円

(前年度:1万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)

福祉のまちづくり事業基金へ寄付金を積立てます。

- ・ 寄付金の積立です。



財源

|          |     |
|----------|-----|
| その他（寄付金） | 1万円 |
|----------|-----|

## 【拡】国民健康保険事業特別会計繰出金 2億202 万円

(前年度:2億1,485万円)

(担当: 医療保健課 医療保険係)

事務費や、国民健康保険税を軽減した分などを一般会計から国民健康保険特別会計へ支払います。

- ・ 事務費分 6,299万円
- ・ 国費等減額調整分 367万円
- ・ 保険基盤安定負担分 1億1,720万円
- ・ 出産育児一時金繰入金相当分 500万円
- ・ 財政安定化支援事業繰入金相当分 1,100万円
- ・ 未就学児保険税軽減分 102万円
- 【拡】産前産後保険税免除分 114万円

財源

|       |           |
|-------|-----------|
| 国県支出金 | 8,952万円   |
| 市の負担額 | 1億1,250万円 |

## 【一部新】社会福祉事務費

338 万円

(前年度: 88万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係・高齢福祉係、医療保健課 介護保険係)

社会福祉に関する事務を行います。

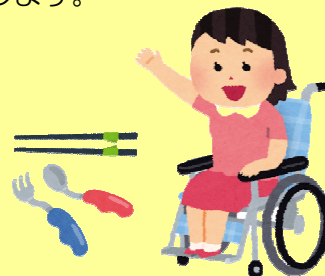
(福祉課分)

- ・ 「滑川市の福祉」の発行 11万円  
市の福祉施策や事業の内容が一覧できる冊子を製作し、配布しています。
- 【新】個別避難計画作成支援事業 226万円  
災害時に支援を要する方々の避難計画の作成を支援する事業です。
- ・ 社会を明るくする運動 啓発グッズの購入 23万円
- 【新】犯罪被害者支援のための家電レンタル 11万円
- ・ その他事務費 39万円

(医療保健課分)

【新】介護福祉の魅力PR事業

- ふくしフェアの開催費用 28万円
- 小中学生及びその保護者に向け、広く介護・福祉に触れる機会を設ける「滑川つなぐ・つながるふくしフェア」を開催します。



財源

|       |       |
|-------|-------|
| 国県支出金 | 15万円  |
| 市の負担額 | 323万円 |

## 民生費

### 自立支援給付費

8億1,650 万円  
(前年度:7億6,110万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

障がい者（児）が、介護や訓練、能力を向上するためのサービスを利用した場合、そのサービスの提供に必要な費用を支給します。また、身体障がい者（児）が生活をする上で必要な補装具の購入や修理費用を支給します。

#### ・障害福祉サービス給付費 6億6,650万円

障がい者が利用できるサービスで、主に入浴・排せつ・食事等の介護を受ける「介護給付」や、生活や就労のための訓練を受ける「訓練等給付」などがあります。

#### ・障害児通所給付費 1億4,200万円

障がい児が利用できるサービスで、未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援」や就学中の障がい児が放課後や夏休み等に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流等を行う「放課後等デイサービス」などがあります。

#### ・補装具給付費 800万円

身体の失われた部分や、思うように動かすことのできない障がいのある部分を補って、日常生活や職業活動を容易にするための補装具の購入・修理等の費用を支給します。

#### <補装具の例>

肢体不自由・・・義手、義足、装具、車椅子等  
視覚障害・・・視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡等  
聴覚障害・・・補聴器

※ 所得に応じて1割の自己負担があります。  
ただし、負担が大きくなりすぎないように、1ヶ月当たりの負担の上限額が設定されます。

#### 財源

|       |           |
|-------|-----------|
| 国県支出金 | 6億1,237万円 |
| 市の負担額 | 2億413万円   |

### 自立支援医療費等給付費

1,758 万円  
(前年度:1,911万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

身体に障がいがあり、手術やその他の治療によって障がいの改善や苦痛の軽減が見込める方に対して、医療費の一部を支給します。

#### ・更生医療費 177万円

18歳以上の方で、身体障害者手帳に記載されている障がいに関する手術やその他の治療によって障がいを軽くしたり、苦痛を軽減できる見込みがある方の医療費の自己負担を軽減します。

例) 冠動脈バイパス移植術（心臓機能障害）  
腎移植後の抗免疫療法（腎臓機能障害）



#### ・育成医療費 70万円

18歳未満の方で、身体に障がいや病気があり、放置すると将来障がいが残る可能性があるものの、手術等の治療で改善が期待できる子どもの医療費の自己負担を軽減します。

例) 先天性耳奇形（聴覚障害）  
口蓋裂等形成術治療（言語障害）



#### ・療養介護医療費 1,500万円

医療と常時介護の両方を必要とする方で、長期入院をしながら機能訓練や日常生活の支援等を受けている方に施す医療的ケアに対する費用の一部を給付します。

#### ・判定医師への謝礼等 11万円

#### 財源

|       |         |
|-------|---------|
| 国県支出金 | 1,310万円 |
| 市の負担額 | 448万円   |

【一部新】重度障害者等医療給付費

1億553 万円  
(前年度:1億835万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

【障Ⅰ】0～64歳までの「身体障害者手帳1・2級」、「療育手帳A」又は「精神障害者保健福祉手帳1級」所持者の医療費を助成します。

【障Ⅱ】65歳以上の次の①又は②に該当する障がい者の医療費（健康保険の自己負担額）を助成します。

①65歳以上の「身体障害者手帳1～4級の一部」、「療育手帳A」又は「精神障害者保健福祉手帳1・2級」所持者等で後期高齢者医療制度に加入している方

②65～69歳までの「身体障害者手帳4級の一部～6級」又は「療育手帳B」所持者

・ 医療費を助成するための経費 1億190万円

| 区分 | 等級                  | 0～64歳 | 65～69歳                                                     | 70歳～ |
|----|---------------------|-------|------------------------------------------------------------|------|
| 重度 | 身体障害者手帳 1級・2級       | ○全額助成 | ○全額助成<br>自己負担分を、いったん医療機関にお支払いになり、領収書を市に提出いただいたのち、市から還付します。 |      |
|    | 療育手帳 A              |       |                                                            |      |
|    | 精神障害者保健福祉手帳 1級      |       |                                                            |      |
|    | 障害年金 1級             |       |                                                            |      |
| 中度 | 身体障害者手帳 3級          | /     | ※ 中度で現役並み所得（医療費の負担割合が3割）者の方は、医療費の2割分のみ助成となります。             |      |
|    | 4級の一部(※1)           |       |                                                            |      |
|    | 精神障害者保健福祉手帳 2級      |       |                                                            |      |
|    | 障害年金 2級             |       |                                                            |      |
| 軽度 | 身体障害者手帳 4級の一部(※1以外) |       | ○一部助成<br>所得に応じて自己負担額が2割又は3割となります。                          | /    |
|    | 療育手帳 B              |       |                                                            |      |

※ 4級の一部とは、4級の音声・言語機能障がい及び下肢4級の1号、3号、4号の方です。

※ 65歳～74歳の重度及び中度の障がいの方が助成を受ける場合には、後期高齢者医療制度に加入する必要があります。

※ 所得制限（世帯の前年分の合計所得金額が1,000万円未満）があります。

【新】障害者医療費助成の現物給付化 318万円

上記障Ⅱの①に該当する方について、令和7年8月から現物給付化へ移行するためのシステム改修費及び負担金です。

・ 事務費（手数料等） 45万円



財源

|             |         |
|-------------|---------|
| 国県支出金       | 4,245万円 |
| その他（高額療養費分） | 1,900万円 |
| 市の負担額       | 4,408万円 |



地域生活支援事業費

1,809 万円

(前年度:1,826万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

障がい者（児）がその能力や適性に応じ、地域において自立した日常生活・社会生活を送ることができるよう、各種の事業を通じて支援します。

- 障がい者・家族レクリエーション大会の開催 7万円

障がい者が、他の障がい者や家族・ボランティア等と共にレクリエーションを行うことで親睦を深めるとともに社会参加を促すことを目的に開催します。

- 成年後見制度利用支援事業 41万円

障がい者の権利擁護を図るため、法定後見人等の申請費用の一部や報酬を助成します。

- 日常生活用具給付等事業 710万円
- 日常生活を容易にするための用具（ストマ等）を給付又は貸与します。

- 移動支援事業 8万円
- 外出が困難な障がい者が買い物等の外出を行う際に付添い等の支援を行います。

- 日中一時支援事業 200万円
- （訪問入浴サービス事業を含む。）  
障がい者の一時的な日中活動の場を確保し、介護者の就労活動や休息を支援します。  
また、障がい者の心身機能の維持のために、自宅訪問による入浴サービスを行います。

- 障害福祉サービス事業所等への交通費の助成 92万円
- 障害福祉サービス事業所（就労系・児童発達支援センター）に通所（園）する際の交通費の一部を助成します。

- 全国障害者スポーツ大会派遣選手への激励 2万円
- 全国障害者スポーツ大会に参加する選手に対し、激励費をお渡しします。



- 生活訓練事業・生活支援事業 30万円
- 知的障がい者や精神障がい者を対象に、日常生活を営むために必要な訓練（マナーの習得・料理の仕方など）を実施します。



- 地域活動支援センターⅠ型事業費補助金 637万円
- 精神障がい者の日中活動を支援する事業所に対し、運営費の一部を助成します。

- 更生訓練費・施設入所者就職支度金の給付 10万円
- 障害福祉サービス事業所で自立訓練又は就労移行支援を利用する際の費用の一部を給付します。

- 運転免許取得・自動車改造費用の助成 30万円
- 障がい者が運転免許を取得する場合や、身体障がい者が自動車の手動装置等の一部を改造する際の費用の一部を助成します。

- 軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成 22万円
- 補装具の支給対象とならない軽度～中等度難聴の児童が補聴器を購入する際の費用の一部を助成します。

- 加齢性難聴者補聴器購入費給付事業 20万円
- 補装具の支給対象とならない軽度～中等度難聴の中高齢者のうち、住民税非課税世帯の方を対象として、補聴器購入費用の一部を給付します。

財源

|       |       |
|-------|-------|
| 国県支出金 | 883万円 |
| 市の負担額 | 926万円 |

## 障害者福祉券給付費

357 万円

(前年度:367万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

障がい者（児）の衛生保持や外出機会の確保を図るため、市内の浴場や理美容店で使える利用券やタクシー・コミュニティバスの利用券を配布します。

- 福祉利用券の配布 214万円  
対象：障害者手帳（身体障害者手帳4級以上、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）所持者及び傷痍軍人



- 障害者のるマイカー乗車券 28万円  
対象：障害者手帳所持者  
※福祉タクシー利用券と障害者のるマイカー乗車券は、選択制で配布



- 福祉タクシー利用券の配布 101万円  
対象：障害者手帳（身体障害者手帳2級以上と3級の一部、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）所持者



- 事務費（印刷代） 14万円

財源

市の負担額

357万円

## 手話のまちづくり事業費

540 万円

(前年度:464万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

手話を使って安心して元気に暮らすことのできるまちを目指し、手話への理解の促進や手話の普及に関する施策を実施します。

- 滑川市手話施策推進会議の開催 3万円  
手話に関する施策の方針を定めるとともに施策の推進状況を点検するための会議を開催します。

- 手話通訳者の設置 359万円  
聴覚障がい者への手話通訳による窓口対応や各種手話施策の推進のための業務にあたる手話通訳者を1名設置します。

- 手話奉仕員養成研修の実施 80万円  
聴覚障がい者との交流促進を図ることなどを目的に、日常会話程度の手話技術を習得する“手話奉仕員”を養成します。

- 手話講座の開催 12万円  
個人のグループや団体を対象に、手話に身近に触れて関心をもっていただける手話講座を開催します。

- 手話通訳者、要約筆記者の派遣 56万円  
手話を用いる聴覚障がい者との円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

- 手話イラストの作成 4万円  
手話イラストを市の広報やHPに掲載します。

- 手話言語条例周知用小冊子の作成 25万円  
聴覚障がいや手話への理解を深めてもらうために小冊子を作成します。

- その他事務費 1万円

財源

国県支出金

398万円

市の負担額

142万円

## 民生費

### 特別障害者手当等支給事業費 955 万円 (前年度:831万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

心身に著しく重度の障がいを持つ方に手当を支給します。

- ・ 特別障害者手当分 604万円  
対象: 在宅の20歳以上の方であって、著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方  
(月額 27,980円)
- ・ 障害児福祉手当分 347万円  
対象: 在宅の20歳未満の方であって、重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする方  
(月額 15,220円)
- ・ 事務費(郵便料など) 4万円

#### 財源

|       |       |
|-------|-------|
| 国県支出金 | 713万円 |
| 市の負担額 | 242万円 |

### 心身障害者(児)年金 969 万円 (前年度:948万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

心身に障がいのある方の生活の向上と福祉の増進を図るため、年に1回、年金を支給します。

- ・ 心身障害者年金分 955万円  
【支給概要】  
身体障害1級、精神障害1級、知的障害A  
支給額: 12,500円  
身体障害2級、精神障害2級  
支給額: 10,500円  
身体障害3級、精神障害3級、知的障害B  
支給額: 9,300円
- ・ 心身障害児年金分 13万円  
【支給概要】  
身体障害1・2級、精神障害1・2級、知的障害A  
支給額: 14,500円 対象見込: 3人  
身体障害3～5級、精神障害3級、知的障害B  
支給額: 12,000円 対象見込: 7人
- ・ 事務費(封筒代) 1万円

#### 財源

|       |       |
|-------|-------|
| 市の負担額 | 969万円 |
|-------|-------|

### 重度身体障害者対策費 252 万円 (前年度:252万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

在宅で生活する重度の身体障がい者(児)が、安全・快適に日常生活を過ごせるよう、各種の助成等を行います。

- ・ 寝具の丸洗い・乾燥サービス 5万円
- ・ 住宅改修費用の助成 150万円
- ・ おむつ購入費の助成 97万円



#### 財源

|       |       |
|-------|-------|
| 国県支出金 | 99万円  |
| 市の負担額 | 153万円 |

### 在宅障害者(児)介護福祉手当支給事業費 39 万円 (前年度:39万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

重度の心身障がい者(児)を在宅で常時、かつ引き続き3ヶ月以上の期間において介護する方に対し、その労をねぎらうために手当を支給します。

- ・ 手当の支給費用 39万円  
1月あたり4,000円を毎年4月及び10月に支給します。

#### 財源

|       |      |
|-------|------|
| 市の負担額 | 39万円 |
|-------|------|



## 障害者自立支援事務費

810 万円  
(前年度:718万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

障がい者福祉全般に関する事業を行います。

- ・障害支援区分の判定 64万円  
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用時に必要となる「障害支援区分」判定経費です。
- ・障害者相談員の設置 16万円  
地域において、障がい者からの各種の相談に対応する障害者相談員の委嘱や研修の実施経費です。
- ・「障がい者ハンドブック」の作成 10万円  
滑川市の障がい者福祉施策や事業の主な内容を一冊にまとめ、手帳の新規取得時などに配布します。
- ・児童発達支援センター支援金 73万円  
児童発達センターを開設するにあたり、配置基準を超えて配置する保育士等の人件費を支援します。  
(施設設置者: 魚津社会福祉協議会)
- ・つくし学園 障害児等療育支援事業負担金 26万円  
障がい児が通所して、集団生活に適應するための訓練などを行う施設の支援金の一部を負担します。  
(施設設置者: 魚津市)
- ・心身障害者扶養共済制度加入助成金 23万円  
富山県心身障害者扶養共済制度に加入する低所得世帯に対し、毎月の掛金の一部を助成します。
- ・相談支援事業費 211万円  
障がい者からの相談に専門の職員が応じます。  
(委託先: (福)新川会)
- ・医療的ケア児支援のための協議の場 負担金 8万円  
医療的ケアを必要とする方の支援体制を整備するため、圏域での協議の場を設ける費用です。
- ・地域生活支援拠点整備 80万円  
障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域全体で支援する体制を整備する費用です。
- ・事務費(郵便料、手数料、リース料など) 299万円

### 財源

|       |       |
|-------|-------|
| 国県支出金 | 1万円   |
| 市の負担額 | 809万円 |

## 知的障害者更生施設建設補助金 110 万円 (前年度:110万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

日常生活を送るうえで介護などの支援が必要な障がい者の入所施設の建設費の一部を補助することにより、障がい者が安心して暮らせる場所づくりを推進します。

- ・社会福祉法人新川会(四ツ葉園)への補助 110万円



### 財源

|       |       |
|-------|-------|
| 市の負担額 | 110万円 |
|-------|-------|

## 老人ホーム入所措置費 228 万円 (前年度:229万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)

家族等からの援助を受けることができない高齢者が老人ホームに入所した際に、老人ホームにお金を支払うものです。

- ・養護老人ホームへの支払い 228万円



### 財源

|             |       |
|-------------|-------|
| その他(入所者負担金) | 60万円  |
| 市の負担額       | 168万円 |

## 民生費

### 生活支援ハウス運営事業費 1,693 万円 (前年度:1,720万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)

身の回りのことは自分でできるが、自宅での生活に不安のある高齢者が入居する施設である「生活支援ハウス」の運営をお願いしている法人にお金を支払うものです。

- ・ほたるの里への委託料 1,693万円



財源

市の負担額 1,693万円

### 老人のための福祉のまち推進費 1,500 万円 (前年度:1,520万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)

長寿のお祝いや、介護予防のため外出機会を提供します。

- ・百歳祝品贈呈(15人) 29万円
- ・米寿祝品贈呈(230人) 149万円
- ・老人福祉週間啓蒙看板設置 2万円
- ・福祉利用券 1,178万円
- ・「悠友サロン」、「シルバーデー」 142万円



財源

市の負担額 1,500万円

### 【一部新】高齢者生きがい事業費

610 万円  
(前年度:614万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)

高齢者が健康でいきいきと生活するため、各種スポーツや文化活動への参加促進を図ります。

- |                  |       |                 |      |
|------------------|-------|-----------------|------|
| ・ゲートボール大会等の開催    | 13万円  | ・世代交流(握手の集い)の実施 | 35万円 |
| ・ねんりんピック出場者への激励費 | 16万円  | ・高齢者バス教室        | 10万円 |
| ・陶芸教室の運営         | 34万円  | ・高齢者地域文化活動      | 20万円 |
| ・単位老人クラブへの補助金    | 334万円 | ・高齢者作品展の開催      | 5万円  |
| ・悠友クラブ滑川への補助金    | 98万円  |                 |      |
| 【新】高齢者趣味教室の実施    | 35万円  |                 |      |
| ・ニュースポーツの振興      | 10万円  |                 |      |



財源

国県支出金 227万円  
市の負担額 383万円

## 【一部新】高齢者日常生活支援サービス事業費

579 万円

(前年度: 655万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)

在宅で生活する高齢者の見守りを推進し、介護する方の負担軽減のため、各種サービスを実施します。

- 福祉電話料 4万円  
ひとり暮らし高齢者の緊急連絡等に利用するための電話を無料で貸与し、基本料金を補助します。
- 訪問理髪サービス 8万円  
在宅の要介護度4・5の方のご自宅を理髪店が訪問し、理髪サービスを行います。
- 寝具丸洗い・乾燥サービス 14万円  
在宅の要介護度4・5の方を対象に、希望者宅を巡回し、寝具の丸洗い・乾燥を行います。
- 緊急通報装置設置事業費 227万円  
ひとり暮らし高齢者や障がい者、高齢者のみの世帯の方など、緊急時の対応に不安がある方に迅速かつ適切な対応ができるよう、緊急通報装置を設置します。
- 高齡福祉推進員研修会 12万円  
ひとり暮らし高齢者登録者の日頃の声かけ、見守りを行っていただく「高齡福祉推進員」に、高齢者の見守りについて知識を深めてもらい、民生委員やボランティアとの連携を図られるよう研修を行います。
- ミドルステイ 43万円  
在宅で高齢者を介護している方が、病気などにより介護ができないとき、一時的に特別養護老人ホーム等に入所することができます。
- 在宅要介護高齢者福祉金 211万円  
施設等に入所せず、在宅で介護を受けている65歳以上の要介護4・5の高齢者を対象として月額5,000円を給付します。

【新】除雪費用の助成 60万円  
除雪の支援を必要とするひとり暮らし高齢者等へ、除雪費用を助成することで生活の安全の確保を図ります。

### 財源

|       |       |
|-------|-------|
| 国県支出金 | 159万円 |
| その他   | 17万円  |
| 市の負担額 | 403万円 |

## シルバー人材センター運営費補助金 834 万円

(前年度: 834万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)

働くことによる高齢者の生きがいづくりと、地域社会への貢献を目的とする組織であるシルバー人材センターの運営のために必要なお金を補助するものです。

- 運営補助金 834 万円



### 財源

|       |       |
|-------|-------|
| 市の負担額 | 834万円 |
|-------|-------|

## ゲートボール場管理運営費 309 万円

(前年度: 308万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)

ゲートボール場の管理運営を行います。

- 市営ゲートボール場指定管理料 309万円  
《指定管理者》  
文化・スポーツ振興財団



### 財源

|                 |       |
|-----------------|-------|
| その他(ゲートボール場使用料) | 30万円  |
| 市の負担額           | 279万円 |

## 民生費

### 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 5億6,611 万円 (前年度:5億4,714万円)

(担当: 医療保健課 医療保険係)

事務費や、医療給付費、後期高齢者医療保険料を軽減した分を一般会計から後期高齢者医療事業特別会計へ支払います。

- ・事務費分 5,543万円
- ・医療給付費負担分 4億1,407万円
- ・保険基盤安定負担分 9,661万円

#### 財源

|       |           |
|-------|-----------|
| 国県支出金 | 7,246万円   |
| 市の負担額 | 4億9,365万円 |

### 介護保険事業特別会計繰出金 5億2,784 万円 (前年度:5億635万円)

(担当: 医療保健課 介護保険係)

介護保険事業特別会計へ繰出します。

- ・介護給付費法定繰出金 3億6,565万円
- ・人件費繰出金 6,408万円
- ・事務費等繰出金 3,700万円
- ・低所得者保険料軽減事業繰出金 2,549万円
- ・地域支援事業繰出金 3,076万円
- ・介護サービス事業勘定繰出金 486万円

#### 財源

|       |         |
|-------|---------|
| 国県支出金 | 1,912万円 |
| 市の負担額 | 5億872万円 |

### 老人福祉事務費 26 万円 (前年度:26万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)

老人福祉に必要な事務を行います。

- ・成年後見制度申立費用立替費 (1件分) 7万円
- ・バス乗継送迎タクシー料 16万円  
のるマイカーのバス停から遠い東福寺町内の高齢者のため、安田町内のバス停までの送迎タクシーを設けます。(月3回)
- ・事務費 3万円



#### 財源

|       |      |
|-------|------|
| その他   | 7万円  |
| 市の負担額 | 19万円 |

### 国民年金事務費 43 万円 (前年度:41万円)

(担当: 市民課 市民係)

国民年金の加入や、保険料の納付に関する手続きを行います。

- ・参考図書、事務用品代等 12万円
- ・郵便料等 10万円
- ・コピー使用料 21万円

#### 財源

|       |      |
|-------|------|
| 国県支出金 | 43万円 |
|-------|------|



## 児童委員費 313 万円

(前年度:313万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)

児童委員と主任児童委員の活動を支えます。

- ・児童委員66人と主任児童委員10人の活動費です。

|                           |       |
|---------------------------|-------|
| 活動費(報償費)                  | 302万円 |
| 民生委員協議会活動助成金<br>(主任児童委員分) | 7万円   |
| 活動に伴う消耗品等                 | 4万円   |

### 財源

|       |       |
|-------|-------|
| 国県支出金 | 263万円 |
| 市の負担額 | 50万円  |

## 出産・子育て応援交付金事業費 2,336 万円

(前年度:3,103万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまでを一貫して身近で相談に応じる伴奏型支援に加え、出産・子育て応援交付金を支給します。

- ・出産・子育て応援ギフトの支給 2,336万円

- ①出産応援ギフト  
妊娠届出後の保健師等面談を受けた妊婦に対し、5万円支給
- ②子育て応援ギフト  
出産後の保健師等面談を受けた養育者に対し、子ども1人当たり5万円支給

※この交付金の支給は、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制の充実の一貫として実施するものであるため、原則、支給に際しての保健師等による面談は必須となります。

### 財源

|       |         |
|-------|---------|
| 国県支出金 | 1,952万円 |
| 市の負担額 | 384万円   |

## 【一部新】こども家庭センター運営費

535 万円

旧事業名:子ども未来サポートセンター運営費(前年度:136万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

子ども・子育て支援推進体制強化のため、こども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健機能と子育て支援機能の一体的かつ切れ目のない相談支援等を実施します。

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に、実情の把握、相談対応、ソーシャルワーク等の業務を行い、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう支援を行います。

### 【新】巡回支援専門員設置 300万円

巡回専門支援員が保育所等を巡回訪問して発達に気がかりがある児童等の支援を行います。

- ・ことばの教室事業 5万円
- ・幼小連携事業 3万円
- ・子育て世帯訪問支援事業 94万円  
要支援家庭(特定妊婦やヤングケアラー)を対象に支援員が訪問し家事育児の支援を行います。

### 【新】子育て短期支援事業 84万円

家庭において一時的に養育が困難になった場合に、児童養護施設等で一定期間児童の養育・保護を行います。(ショートステイ・トワイライトステイ)

- ・その他事務費 49万円

### 財源

|       |       |
|-------|-------|
| 国県支出金 | 297万円 |
| 市の負担額 | 238万円 |



## 民生費

### ファミリー・サポート・センター運営費 30 万円 (前年度:30万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

仕事と育児を両立し安心して働き続けることができるよう育児をサポートします。育児の援助を行いたい人と、受けたい人を組織化し、相互援助活動を行います。

- ・運営費 30万円  
(消耗品、保険料、会議室使用料など)

※実施主体 市社会福祉協議会

#### 財源

|       |      |
|-------|------|
| 国県支出金 | 20万円 |
| 市の負担額 | 10万円 |

### 児童相談等事業費 480 万円 (前年度:369万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

家庭生活や保育所、学校など集団生活での子どもの気がかりなことに関する相談に応じる家庭児童相談員を配置します。また、児童虐待防止のための会議を開催します。

- ・家庭児童相談室経費 476万円
- ・要保護児童対策地域協議会開催経費 4万円



#### 財源

|       |       |
|-------|-------|
| 国県支出金 | 2万円   |
| 市の負担額 | 478万円 |

### 【一部新】児童福祉事務費

372 万円  
(前年度:385万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

児童福祉に関する事務を行います。

- ・富山広域連携中枢都市圏連携事業
  - ①孫とおでかけ支援事業 172万円  
圏域内の対象施設を、祖父母と孫(ひ孫)と一緒に訪れた場合の利用料・観覧料などを免除します。〈市内対象施設〉ほたるいかミュージアム、市立博物館
  - ②富山市まちなか総合ケアセンター病児保育事業 2万円  
保育施設で体調不良になった子どもを、保護者の代わりにタクシーで送迎し、富山市まちなか総合ケアセンター病児保育室で保育看護します。(タクシー代の1/4を助成します。)

【新】子育て支援ポイント給付事業 16万円  
保育サービスや子どもの予防接種、読み聞かせ絵本の購入などに利用できる子育て応援ポイントを配付します。

【新】(仮称)こども基本条例策定に向けた検討にかかる経費 18万円

【新】子育て交流・賑わい創出イベント開催委託料 70万円

【新】第3期子ども・子育て支援事業計画子ども・子育て会議の開催経費 35万円

・こども食堂事業費補助金 20万円

・出生祝い品 12万円

・その他事務費 27万円

#### 財源

|       |       |
|-------|-------|
| 国県支出金 | 25万円  |
| 市の負担額 | 347万円 |

【新】保育所等施設整備補助金 569 万円  
(前年度:877万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

市内私立保育所及び認定こども園の施設整備に必要な経費の一部を助成します。

- ・ 浜加積保育園  
老朽化に伴う床修繕工事費補助金



財源

|       |       |
|-------|-------|
| 国県支出金 | 379万円 |
| 市の負担額 | 190万円 |

私立保育所等育成事業費 387 万円  
(前年度:351万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

私立保育所及び認定こども園の教育・保育活動の振興を図るため支援します。

- ・ 保育所運営費補助金 124万円  
保育を担う市内私立保育所6園に対して、運営費の一部を補助します。
- ・ 認定こども園運営費補助金 176万円  
保育・教育を担う市内私立認定こども園6園に対して、運営費の一部を補助します。
- ・ 認定こども園整備借入金償還補助金 87万円  
認定こども園4園の施設整備借入金の償還金を補助します。

財源

|       |       |
|-------|-------|
| 国県支出金 | 44万円  |
| 市の負担額 | 343万円 |

【一部新】私立保育所等運営事業

15億1,149 万円  
(前年度:14億391万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

仕事等で自宅で保育できない0歳児から就学前までの児童の保育と満3歳から就学前の児童の幼児教育・保育を行います。

- ・ 保育所委託費 6億6,037万円
- ・ 認定こども園施設型給付費 8億3,672万円

市内保育所・認定こども園(12園)及び市外保育所・認定こども園に入所している児童の保育・幼児教育に要する費用を保育所・認定こども園に支払います。

- 【新】保育士の負担軽減のため、保育支援者を配置する市内保育所・認定こども園に対し費用の一部を補助します。  
1,440万円

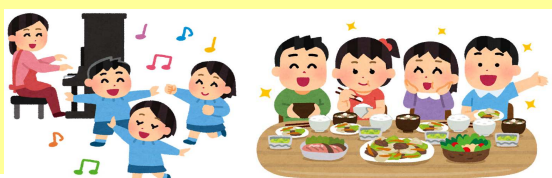
※ 令和元年10月から、国の幼児教育・保育の無償化が始まり、主に3歳以上児(1・2号認定こども)の保育料が所得・出生順などに関係なく無料になりました。

⇒ 国による無償化の対象とならない3歳未満児について

- ・ 令和5年4月から第1子の保育料を市で半額にしています。
- ・ 第2子以降の保育料を引き続き無料にします。

|       |       |         |
|-------|-------|---------|
| 《影響額》 | 第1子   | 3,377万円 |
|       | 第2子   | 4,513万円 |
|       | 第3子以降 | 1,278万円 |

【拡】※1・2号認定子どもに係る副食費は原則保護者負担となりますが、第2子以降の子どもは月額上限4,800円の範囲で無料にしています。



財源

|          |            |
|----------|------------|
| 国県支出金    | 9億 7,840万円 |
| その他(保育料) | 1,444万円    |
| 市の負担額    | 5億1,865万円  |

## 民生費

### 私立保育所等特別保育事業費 9,750 万円 (前年度:9,753万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

通常の保育に加えて、保育士や看護師を雇用して特別保育事業を実施している私立保育所等に対し助成します。

#### 特別保育事業に対する補助

- ・延長保育事業 12園
- ・病児保育事業 8園  
(体調不良児対応型)  
児童が保育中に体調不良となった場合、保護者が迎えに来るまで、看護師が対応します。
- ・医療的ケア児保育事業 1園
- ・地域子育て支援拠点事業 1園
- ・一時預かり事業 10園  
(一般型・幼稚園型)
- ・年度途中入所促進事業 8園
- ・すこやか保育推進事業 1園
- ・アレルギー対応特別給食提供事業 1園
- ・障害児保育事業 9園
- ・地域活動事業 10園  
地域に開かれた保育所等を目指し、一緒に参加できる行事を行います。

#### 財源

|       |         |
|-------|---------|
| 国県支出金 | 5,346万円 |
| 市の負担額 | 4,404万円 |

### 認可外保育施設等利用助成費 479 万円 (前年度:490万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

認可外保育施設等の預かり保育などを利用した際の利用料を無償化します。また、国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない第2子以降の子の認可外保育施設保育料等を助成します。

- ・施設等利用給付費 45万円  
保育の必要性がある3歳以上の子ども(3歳未満の子どもは住民税非課税世帯のみ対象)が、認可外保育施設や認定こども園の預かり保育などを利用した際の利用料を無償化します。(上限あり。)
- ・認可外保育施設保育料軽減事業 434万円  
滑川市に住所を有する子どもが、認可外保育施設を利用した際の利用料及び給食費を助成します。(上限あり)  
※所得制限はありません。  
第1子(半額) 126万円  
第2子以降(全額) 308万円

#### 財源

|       |       |
|-------|-------|
| 国県支出金 | 33万円  |
| 市の負担額 | 446万円 |

### 放課後児童対策事業費 6,584 万円 (前年度:7,242万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

昼間、保護者のいない家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びの場や生活の場を設けるため、市内全小学校区に放課後児童クラブを設置し、児童の健全育成を図ります。

- ・放課後児童対策事業 6,567万円  
放課後児童クラブの運営を各小学校区の運営協議会や社会福祉法人などに委託します。  
〔【拡】支援員の賃金処遇改善 160万円〕
- ・学習・生活アドバイザー派遣事業 17万円  
アドバイザーが放課後児童クラブを巡回し、クラブの職員にアドバイスしたり相談に応じたりします。



#### 財源

|       |         |
|-------|---------|
| 国県支出金 | 4,327万円 |
| 市の負担額 | 2,257万円 |

### 地域子育て支援センター運営費 41 万円 (前年度:71万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

乳幼児のいる親子の交流や育児相談を行うとともに、育児講座や子育て教室を開催し、子育て家庭の育児と子どもの健やかな成長を支援します。

子育て支援センターを設置し、次のような事業を行っています。

- ・保育士による育児相談
- ・子育てサロン
- ・育児講座
- ・子育て教室
- ・食育教室
- ・保育の出前 など



#### 《主な経費》

- ・講師に対する謝礼 7万円
- ・教材や消耗品など 22万円
- ・電話代や切手代などその他の経費 12万円

#### 財源

|       |      |
|-------|------|
| 国県支出金 | 27万円 |
| 市の負担額 | 14万円 |

## 児童手当支給費 5億4,384 万円

(前年度:4億9,468万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

中学校3年修了前の子どもを対象児童として、児童の養育者に対して手当を支給します。

【拡】令和6年10月分より、所得制限の撤廃  
・高校生年代までの支給期間延長の予定

・児童手当支給事業 5億4,384万円

一人当たり  
3歳未満 15,000円/月  
《3歳以上～小学校修了前》  
第1子・第2子 10,000円/月  
第3子以降 15,000円/月  
中学生 10,000円/月  
《受給者の所得が所得制限額以上》  
5,000円/月

(所得制限額:622万円、所得上限額:858万円)

※扶養親族等が0人のとき

財源

|       |           |
|-------|-----------|
| 国県支出金 | 4億6,095万円 |
| 市の負担額 | 8,289万円   |

## 【拡】子ども・妊産婦医療給付費 1億5,097 万円

(前年度:1億2,333万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

高校生等に加え、18歳到達の日以後の3月31日までの児童及び妊産婦（妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患及び切迫早産に罹病した者）を対象として、医療費の本人負担分を助成します。

・子ども・妊産婦医療給付事業  
1億5,097万円

0歳から未就学児及び妊産婦の入院・通院医療費は県補助の対象となります。

これ以外の場合は、市の単独補助です。

財源

|            |           |
|------------|-----------|
| 国県支出金      | 2,410万円   |
| その他（高額療養費） | 20万円      |
| 市の負担額      | 1億2,667万円 |

## 養育医療給付費 90 万円

(前年度:82万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

養育のため病院・診療所への入院が必要な未熟児に対して、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その医療費を公費により負担します。

・養育医療給付費 90万円

・養育が必要な乳児の定義  
次のいずれかに該当するもの  
○出生時体重が2,000g未満である  
○特定の諸症状を示し、入院が必要と判断される

養育医療は、その児童の扶養義務者から負担能力に応じて、かかった費用の一部を徴収することができるとされていますが、市では全額公費負担とします。

財源

|       |      |
|-------|------|
| 国県支出金 | 47万円 |
| 市の負担額 | 43万円 |

## 子どもインフルエンザ予防接種 助成事業費 694 万円

(前年度:841万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

インフルエンザワクチン接種費用の一部を助成します。県の助成制度の対象外となっている、小学1年生から中学3年生までの児童を対象とします。

・対象児童数 約2,461人  
(13歳未満 1,576人、13歳以上 885人)  
※13歳未満のうち、生後6ヶ月からの未就学児は県助成制度の対象です。

・助成額 3,000円/回  
13歳未満 2回  
13歳以上 1回



財源

|       |       |
|-------|-------|
| 市の負担額 | 694万円 |
|-------|-------|



## 民生費

### 【一部新】母子等福祉対策事業費 50 万円 (前年度:384万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

ひとり親家庭が安心して暮らすための相談や、ひとり親家庭の親の就業相談等に應じるため、母子父子自立支援員を配置します。また、市母子寡婦福祉会へ活動費を一部助成します。

- ・ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 37万円  
ひとり親家庭の子どもに学習や生活習慣の習得の支援を行います。

【新】模試費用助成 6万円  
学習支援ボランティア事業に登録のある中学3年生の模試受験費用を助成します。

- ・中学卒業生記念品贈呈 5万円  
ひとり親家庭の中学卒業生に図書カード贈呈



#### 財源

|       |      |
|-------|------|
| 国県支出金 | 34万円 |
| 市の負担額 | 16万円 |

### 児童扶養手当支給費 7,275 万円 (前年度:7,437万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進のため、ひとり親家庭等において、児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）を養育している父又は母若しくは養育者に対して支給します。

#### 《手当額（月額）》

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 全部支給    | 45,500円           |
| 一部支給    | 10,740円 ～ 45,490円 |
| 2人目加算   | 5,380円 ～ 10,750円  |
| 3人目以降加算 | 3,230円 ～ 6,450円   |

受給者本人及び扶養義務者の所得に応じて手当額の一部や全部が支給停止になることがあります。

#### 財源

|       |         |
|-------|---------|
| 国県支出金 | 2,422万円 |
| 市の負担額 | 4,853万円 |

### ひとり親家庭等医療給付費 1,389 万円 (前年度:1,452万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

両親のいない家庭の児童とその養育者、及び母子・父子家庭の児童と母・父の医療費の自己負担分を助成します。（児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）

#### 《対象者》

母子家庭の児童と母  
父子家庭の児童と父  
両親のいない家庭の児童とその養育者

児童扶養手当の所得制限に準じ、所得限度額を超えると非該当となります。ただし、入院医療費に関しては所得制限を撤廃しています。

#### 財源

|            |       |
|------------|-------|
| 国県支出金      | 668万円 |
| その他（高額療養費） | 6万円   |
| 市の負担額      | 715万円 |

### 母（父）子家庭自立支援給付金 307 万円 (前年度:313万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

母（父）子家庭の母（父）の就業をより効果的に促進するため給付金を支給します。

- ・自立支援教育訓練給付金 20万円  
市が指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合に受講料の60%を支給します。  
支給上限額 20万円  
(特定の講座は修業年限×40万円)
- ・高等職業訓練促進給付金 287万円  
看護師、介護福祉士等の資格取得のために、1年以上養成機関で訓練する場合に生活費の支援をします。  
支給期間の上限 48月  
(資格取得のため4年課程が必須となる場合は48月)  
支給額（月額） 非課税世帯 10万円  
課税世帯 7万500円  
〔 最終1年間は 非課税世帯 14万円  
課税世帯 11万500円 〕

#### 財源

|       |       |
|-------|-------|
| 国県支出金 | 230万円 |
| 市の負担額 | 77万円  |



## 遺児福祉年金

48 万円  
(前年度:45万円)

(担当: 子ども課 家庭福祉係)

死別により両親または片親の保護に欠ける児童に年金を支給します。(義務教育修了まで)

両親の保護に欠ける児童 年額30,000円

片親の保護に欠ける児童 年額15,000円



財源

市の負担額 48万円

## 児童館管理運営費

2,696 万円  
(前年度:1,574万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

市有林である杉をふんだんに使用した温かみのある空間で、子どもたちや保護者及び地域住民が「元気になる場」として、様々な事業の充実を図ります。

児童館の運営や事業の開催に必要な経費です。

- ・ 人件費 1,236万円
- ・ イベントの報酬や開催費など 50万円
- ・ 消耗品や光熱水費など 189万円
- ・ 電話代や切手代など 24万円
- ・ 委託料(清掃、警備、点検など) 174万円
- ・ その他の経費 23万円

【新】インクルーシブ遊具、屋外時計  
館内Wi-Fiフリースポット工事など



財源

その他  
(福祉のまちづくり事業基金繰入金) 1,000万円  
市の負担額 1,696万円

## 市立保育所運営費

9,389 万円  
(前年度:7,769万円)

(担当: 子ども課 児童福祉係)

仕事等で自宅で保育できない0歳児から就学前までの児童の保育を行います。

### ・あずま保育所・坪川保育所の運営費

|             |          |
|-------------|----------|
| 人件費         | 6,570 万円 |
| 給食材料費       | 1,058 万円 |
| 施設整備費等      | 291 万円   |
| 水道光熱費       | 561 万円   |
| 保育支援システム利用料 | 79 万円    |



※ 令和元年10月から、国の幼児教育・保育の無償化が始まり、主に3歳以上児(1・2号認定子ども)の保育料が所得・出生順などに関係なく無料になりました。

⇒ 国による無償化の対象とならない3歳未満児について

- ・ 令和5年4月から第1子の保育料を市で半額にしています。
- ・ 第2子以降の保育料を引き続き無料にします。

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 《影響額》 | 第1子   | 319万円 |
|       | 第2子   | 266万円 |
|       | 第3子以降 | 144万円 |

※2号認定子どもに係る副食費は原則保護者負担となりますが、第2子以降の子どもは月額上限4,800円の範囲で無料にしています。

財源

国県支出金 498万円  
その他(保育料等) 707万円  
市の負担額 8,184万円

## 民生費

### 生活保護事務費

862 万円

(前年度:1,351万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

生活保護に関する事務を行います。

- ・ 被保護者就労支援事業 344万円  
就労支援員が被保護者の就職活動を支援する体制を強化し、早期の就労による自立を促進します。
- ・ 生活保護嘱託医手当 14万円  
生活保護者への医療扶助に係る助言・指導をお願いしている医師への手当です。
- ・ 業務システムの維持管理 434万円  
生活保護業務の実施に必要な各種の電算システムについての使用料や保守費用などです。
- ・ 社会保障生計調査 31万円  
被保護世帯の家計の実態を調査し、家計収支の実態を把握する統計調査を行います。
- ・ その他事務費 39万円

#### 財源

|       |       |
|-------|-------|
| 国県支出金 | 293万円 |
| 市の負担額 | 569万円 |

### 生活保護費

1 億1,094 万円

(前年度:9,792万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

生活保護を受ける方の各種扶助を行います。

- ・ 生活扶助 3,120万円  
生活費を支援します。
- ・ 住宅扶助 672万円  
住居確保のための家賃や修繕費用を支援します。
- ・ 教育扶助 18万円  
小・中学校の就学に必要な費用を支援します。
- ・ 介護扶助 240万円  
介護保険サービスの利用に必要な費用を支援します。
- ・ 医療扶助 5,820万円  
医療費を支援します。
- ・ 施設事務費 1,177万円  
救護施設の事務費を負担します。
- ・ その他 47万円

#### 財源

|       |         |
|-------|---------|
| 国県支出金 | 8,378万円 |
| 市の負担額 | 2,716万円 |

